

## 開発行為の事前協議について

開発区域の面積が 1,000 平方メートル以上の開発行為を行おうとする場合は、事務手続の円滑化のため、開発行為事前協議申出書を市長に提出してください。

## 開発行為事前協議申出書添付図書一覧

|    |                                     |
|----|-------------------------------------|
| 1  | 開発行為事前審査申出書（正・副）                    |
| 2  | 設計説明書（市細則様式第 5 号）                   |
| 3  | 開発区域となるべき土地の土地明細表                   |
| 4  | 開発区域となるべき土地の不動産登記法の地図等の写し           |
| 5  | 開発区域図（1/10000 都市計画図）                |
| 6  | 案内図（住宅地図）                           |
| 7  | 現況図（開発区域区域図と兼用可）                    |
| 8  | 土地利用計画図（1/1,000 以上）                 |
| 9  | 造成計画平面図及び断面図（1/1,000 以上）            |
| 10 | 排水施設計画平面図（1/1,000 以上）               |
| 11 | 給水施設計画平面図（1/1,000 以上。排水施設計画平面図と兼用可） |

※上記書類一式を 2 部（正・副）提出